

第八管区海上保安本部公示第10号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年3月9日

第八管区海上保安本部長

佐々木 渉（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名称 兵庫県但馬県民局但馬水産事務所
- （2）住所 兵庫県美方郡香美町香住区境 1126-5

2 水路測量を実施する区域及び期間

- （1）区域 香住港（香住漁港）及び浜坂港（浜坂漁港）（別添付図参照）
- （2）期間 令和8年3月9日から令和8年3月25日まで

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- （1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚
- （2）八管区水路通報に掲載

第八管区海上保安本部 公示第 10 号 関連付図

